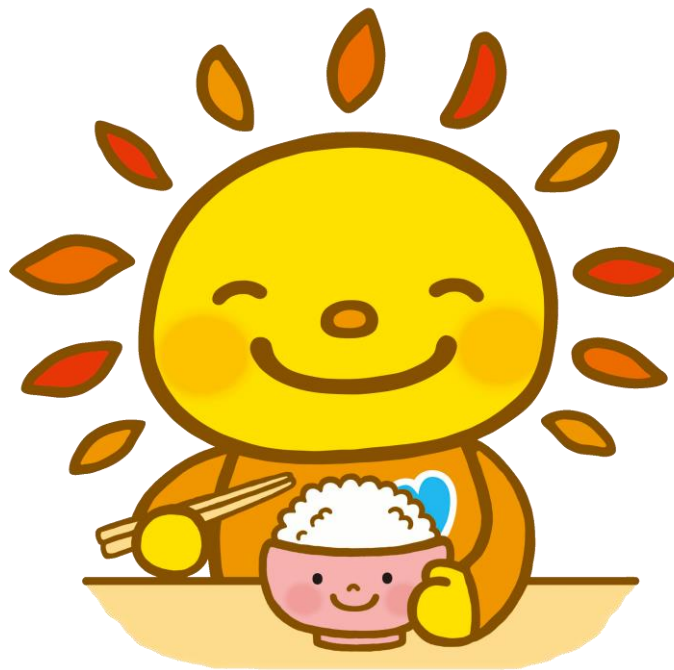


令和6年度 遠賀町特産品認定募集要項



遠賀町役場 産業振興課 商工振興係

遠賀町特産品認定募集要項

1. 趣旨

本町の豊かな自然、歴史、文化等の特性を活かして生産された農産物、加工食品及び工芸品（以下「産品」という。）を、遠賀町特産品（以下「特産品」という。）として認定し、広く町内外の消費者に対する情報発信等を行うことにより、地場産品の普及及び販路の開拓を図り、産業の振興及び地域の活性化並びに本町の認知度向上を図ることを目的とします。

2. 申請要件

認定の対象となる商品の生産、製造等を行っている個人や法人で、以下の要件を満たすこと。

- （１）商品の生産、製造、販売等に関し、許認可等が必要な産品は、その許認可等を取得していること、又は取得の見込みがあること。
- （２）商品の生産、製造、販売等に関し、第三者の産業財産権等に損害を与えるものでないこと。
- （３）外国人にあっては、日本国内において就労が認められる在留資格を有すること。
- （４）遠賀町税条例に掲げる町税の滞納がないこと。（町内の個人・法人のみ）
- （５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する者でないこと又は暴力団若しくは暴力団の構成員の統制の下にある団体ではないこと。
- （６）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく許可又は届出の対象となる事業を営むものでないこと。

3. 認定対象商品

以下のいずれかに該当する産品で、「遠賀町特産品認定基準」に該当するもの。

- （１）遠賀町内の農地で生産される農産物
- （２）遠賀町産の原材料を使用した加工食品
- （３）遠賀町産の原材料を使用した工芸品

4. 認定基準

以下の認定基準により審査、認定を行います。

区分	No.	要件
農産物	1	遠賀町内の農地で生産される農産物で、同一品種の作付面積が 0.5 ヘクタール以上であるもの。
	2	遠賀町内の農地で生産される農産物で、出荷量が県内のおおむね 10%以上であるもの。
	3	遠賀町内の農地で生産される農産物で、県内生産出荷を行う自治体が 5 団体以内のもの。
加工食品	1	原材料のうち、重量、カロリー、又は経費のいずれかが、30%以上遠賀町産を使用して生産されており、かつ遠賀町内で生産加工されているもの。
	2	原材料のうち、重量、カロリー、又は経費のいずれかが、50%以上遠賀町産を使用して生産されているもの。
	3	本制度で認定された特産品を原材料とし、生産加工されているもの。
工芸品	1	原材料のうち、重量、又は経費のいずれかが、30%以上遠賀町産を使用して生産されており、かつ遠賀町において生産加工されているもの。
	2	原材料のうち、重量、又は経費のいずれかが、50%以上遠賀町産を使用して生産されているもの。
	3	県内で同類の工芸品の生産自治体が 3 団体以内のもの。

※各品目ごとの要件のいずれか一つを満たすこと。

5. 申請方法

(1) 申請期間

令和6年9月20日(金)から令和6年10月21日(月)まで
必要書類一式(1部)を、下記までご提出ください。

○提出先

〒811-4392 遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 番地
遠賀町役場 産業振興課 商工振興係 宛

(2) 提出書類

No.	提出書類	個人	法人
1	遠賀町特産品認定申請書（様式第1号） ※ホームページからダウンロード可	○	○
2	遠賀町特産品認定申請調書（様式第2号） ※ホームページからダウンロード可	○	○
3	遠賀町特産品認定申請誓約書（様式第3号） ※ホームページからダウンロード可	○	○
4	住民票（外国人にあっては、日本国内において就労が認められる在留資格を有することを証明できるもの）の写し	○	×
5	履歴事項全部証明書の写し	×	○
6	滞納がないことの証明書	○	○
7	許認可証の写し（許認可等が必要な業種または許認可等を受けている場合）	○	○
8	その他町長が必要と認める書類 （パンフレット、写真等）	○	○

6. 特産品の認定審査

農業者、商工業者及び有識者等で組織する遠賀町産業推進委員会において審査を行い、町長が認定します。

特産品認定の審査会を後日開催します。（11月中旬の予定）

その際、プレゼンテーション（食品の場合は試食も行います）を行っていただきますので、ご参加をお願いいたします。

7. 認定の有効期間

認定の日から令和10年3月31日（金）まで

8. 認定の特典

- ①「遠賀町特産品認定書」を交付します。
- ②認定品の容器または包装用紙等に、「遠賀町特産品認定マーク」を掲示することができます。
- ③認定品のPR素材に、「遠賀町特産品認定マーク」を使用することができます。
- ④認定品は、町ホームページや広報紙、パンフレット等へ掲載又は各種イベント等において町内外へ広くPRを行います。

9. 認定者の責務

- ①認定者は、「遠賀町特産品認定要綱」を遵守すること。
- ②認定者は、特産品の品質、流通、販売等に事故等の問題が生じたときは、認定者自らが責任を持って問題の解決に当たること。

10. 留意事項

- ①提出された申請書類等は、返却いたしません。
- ②申請された個人情報については、当事業の目的以外には使用いたしません。
- ③申請された商品に関する特別なノウハウや秘密事項等については、法的保護を行うなど、申請者自身の責任において対応してください。
- ④申請された商品に関して、第三者の著作権や所有権等に損害を与えたことにより生じたトラブル等については、申請者自身の責任において解決してください。
- ⑤申請及び審査に要する経費は、申請者の負担となります。
- ⑥審査結果に対する個別のお問い合わせには、一切お答えできません。

11. 問い合わせ

〒811-4392

遠賀郡遠賀町大字今古賀 513 番地

遠賀町役場 産業振興課 商工振興係

T E L : 093-293-8233 F A X : 093-293-0806